

# 発注業務評価制度実施要領

発注業務評価制度の実施にあたっては、次の要領で実施することとする。

## 1. 対象工事

- \* 発注者 当面は長崎県発注工事とする。
- \* 請負金額 最終請負金額が 5,000 万円以上(消費税抜き)の工事とする。
- \* 工 種 土木一式工事、舗装工事とする。
- \* 対象年度 平成 20 年度完成工事  
平成 21 年度完成工事  
平成 22 年度完成工事

## 2. 提出方法

- \* 作成者 経営者の責任の下、完成工事の現場担当者とする。  
JV 工事は、代表構成員が作成し、提出する。

### 発注業務評価制度実施要領並びに同記入様式等ダウンロード方法

『(社)長崎県建設業協会ホームページ 会員専用サイト』へアクセス



「発注業務評価表作成マニュアル」を選択



「発注業務評価制度実施要領並びに発注業務評価表作成マニュアル」を選択



ダウンロード後、所要事項を記入し提出先へファックスにて提出する。

## 3. 提出時期

工事検査終了後 2 週間以内を目安とする。

## 4. 提出先・問合せ先

社団法人 長崎県建設業協会

〒 850-0874 長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館 3 階

TEL 095-826-2285 FAX 095-826-2289

## 5. 守秘義務

- \* 提出された資料は、集計・分析等に使用し、個々のデータは一切公表いたしません。